

基政発 0618 第 1 号
平成 30 年 6 月 18 日

各団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
労働条件政策課長

時間外労働等改善助成金に係る周知について（依頼）

平素より厚生労働行政の推進につきまして、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 3 月に「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」において、時間外労働の上限規制の導入のほか、勤務間インターバル制度の普及促進など、働き方改革の実現に向けた取組が示されたところであり、本年 4 月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」を国会に提出したところです。

「働き方改革」は、我が国の雇用の 7 割を占める中小企業・小規模事業者において着実に取り組んで頂くことが必要であるとともに、中小企業・小規模事業者にとっては「魅力ある職場づくり」につながり、人手不足解消のチャンスであると考えております。

その際、時間外労働等改善助成金を活用することで、改正法案への対応はもとより、出退勤管理のソフトウェア導入・更新費用、専門家による業務効率化指導、生産工程の自動化・省略化等により、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組むことが可能です。

つきましては、今般、時間外労働等改善助成金の下記のコースに係るリーフレットを作成しましたので、本趣旨を御理解の上、傘下企業等への周知にご協力のほどお願ひいたします。

なお、今年度から、本助成金に「団体推進コース」を新設し、中小企業の事業主団体等が、傘下企業の時間外労働の上限規制への対応に向けた取組等に要した費用を助成することとしておりますので、是非ご活用頂きますよう、ご検討をよろしくお願ひいたします。

記

- 時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース）リーフレット
- 時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース）リーフレット
- 時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース）リーフレット
- 時間外労働等改善助成金（団体推進コース）リーフレット

※ ご不明点等ありましたら、下記担当までお問い合わせください。

(担当)
厚生労働省労働基準局労働条件政策課
設定改善係 鈴木、河田
電話：03-5253-1111（内線 5524・5384）